

令和5年8月10日  
区民部国保年金課

## 東京都国民健康保険運営方針の改定について

東京都国民健康保険運営方針の現行計画が令和6年3月31日で終了する。これに伴い、東京都は国民健康保険運営方針の改正を行う。今般の法改正で運営期間が法定化され、保険料水準の統一、医療費適正化の推進を図る。

### 1 必須記載事項

- (1) 医療費の適正化の取組に関する事項
- (2) 区市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

### 2 計画期間

令和6年4月1日から令和12年3月31日（3年毎に分析、評価）  
（運営期間が法定化）

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和5年8～9月	第1回東京都国民健康保険運営協議会で運営方針（案）を諮問する。
10月～11月	パブリックコメントを実施する。 区市町村に意見照会を行う。
令和6年1～2月	東京都国民健康保険運営協議会から答申を受ける。
2月	東京都国民健康保険運営方針の決定・公表

